

(別紙3)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年1月26日障発第0126001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） 新旧対照表

改正案	現行
障発第0126001号 平成19年1月26日 一部改正 障発第0331020号 平成20年3月31日 一部改正 障発第0331033号 平成21年3月31日 一部改正 障発0928第1号 平成23年9月28日 一部改正 障発0330第5号 平成24年3月30日 一部改正 障発0329第13号 平成25年3月29日 一部改正 障発0331第26号 平成26年3月31日 最終改正 障発0331第21号 平成27年3月31日	障発第0126001号 平成19年1月26日 一部改正 障発第0331020号 平成20年3月31日 一部改正 障発第0331033号 平成21年3月31日 一部改正 障発0928第1号 平成23年9月28日 一部改正 障発0330第5号 平成24年3月30日 一部改正 障発0329第13号 平成25年3月29日 最終改正 障発0331第26号 平成26年3月31日
各 都道府県知事 殿  厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長	各 都道府県知事 殿  厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

改正案	現行
<p data-bbox="255 272 1097 384">障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について</p> <p data-bbox="199 443 1108 900">障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。）第 38 条第 1 項、第 44 条及び第 46 条第 3 項の規定に基づく「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準。以下「基準」という。）については、平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 172 号をもって公布され、平成 18 年 10 月 1 日から施行されたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p data-bbox="636 959 672 984">記</p> <p data-bbox="199 1043 353 1069">第一 （略）</p> <p data-bbox="199 1129 344 1155">第二 総論</p> <p data-bbox="232 1174 353 1200">1 （略）</p> <p data-bbox="232 1219 607 1244">2 用語の定義（基準第 2 条）</p> <p data-bbox="264 1264 450 1289">(1)～(2) （略）</p> <p data-bbox="264 1307 427 1332">(3) 「常勤」</p> <p data-bbox="327 1350 1108 1375">指定障害者支援施設等における勤務時間が、当該指定障害者支</p>	<p data-bbox="1187 272 2029 384">障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について</p> <p data-bbox="1131 443 2038 900">障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。）第 38 条第 1 項、第 44 条及び第 46 条第 3 項の規定に基づく「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準。以下「基準」という。）については、平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 172 号をもって公布され、平成 18 年 10 月 1 日から施行されたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p data-bbox="1570 959 1606 984">記</p> <p data-bbox="1131 1043 1285 1069">第一 （略）</p> <p data-bbox="1131 1129 1276 1155">第二 総論</p> <p data-bbox="1164 1174 1285 1200">1 （略）</p> <p data-bbox="1164 1219 1538 1244">2 用語の定義（基準第 2 条）</p> <p data-bbox="1196 1264 1382 1289">(1)～(2) （略）</p> <p data-bbox="1196 1307 1359 1332">(3) 「常勤」</p> <p data-bbox="1258 1350 2040 1375">指定障害者支援施設等における勤務時間が、当該指定障害者支</p>

改正案	現行
<p>援施設等において定められている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。<u>ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。</u></p> <p>当該指定障害者支援施設等に併設される事業所の職務であって、当該指定障害者支援施設等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。</p> <p>例えば、指定障害者支援施設と指定短期入所事業所が併設されている場合、当該指定障害者支援施設の管理者と指定短期入所事業所の管理者とを兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>第三 (略)</p>	<p>援施設等において定められている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。</p> <p>当該指定障害者支援施設等に併設される事業所の職務であって、当該指定障害者支援施設等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。</p> <p>例えば、指定障害者支援施設と指定短期入所事業所が併設されている場合、当該指定障害者支援施設の管理者と指定短期入所事業所の管理者とを兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>第三 (略)</p>